

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年2月20日

横浜市契約事務受任者  
青葉区長 中島 隆雄

1 契約の概要

第51回衆議院議員総選挙における投票所選挙器材搬入搬出業務委託

2 履行(納品)場所

青葉区役所

3 契約日

令和8年1月23日

4 履行日又は履行期間

令和8年2月5日から令和8年2月9日まで

5 契約金額

968,000円

6 契約の相手方(名称及び所在)

法人名 株式会社テイクフォー

所在地 横浜市緑区中山5-14-16

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

市内全区で投票所器材の搬出入を行う必要がありました。衆議院選挙の日程確定から投票日までの準備期間が極めて短いことから、仕様書に定める業務を遂行できる業者が確保できない状況にあり、業者を確保できない場合、投票所の設営および開設が困難となり、市民並びに本市の選挙事務に重大な支障が生じるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号及び令和6年9月17日付け財契二第1381号通知に基づき、緊急契約(単独随意契約)による搬入搬出業務委託対応をしました。

8 契約の相手方の選定理由

一般競争入札有資格者名簿に登録されており、早急な対応が可能であったため。

9 所管課

青葉区総務部総務課